短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)			※税務署処理欄		
	(フリガナ) 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　(　　局　　署) 電話(　　)　－		部門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
				整理簿	
	事業種目	業		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

種類又は銘柄	算出方法	新たに取得した年月日
	□移動平均法・□総平均法	年　月　日
	□移動平均法・□総平均法	年　月　日
	□移動平均法・□総平均法	年　月　日
	□移動平均法・□総平均法	年　月　日
	□移動平均法・□総平均法	年　月　日
	□移動平均法・□総平均法	年　月　日
	□移動平均法・□総平均法	年　月　日

参考事項	

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

(規格A4)

04.03 改正

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

1　この届出書は、短期売買商品等を所有していなかった法人が新たに短期売買商品等を取得した場合又は法人が従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄（暗号資産にあっては、法人税法施行令第118条の６第２項第１号又は第２号に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類）の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、これらの取得した短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、これらの法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

（注）　短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律第２条第14項（定義）に規定する暗号資産をいいます。

なお、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるものとは、法人税法施行令第118条の４で定める一定の資産をいいます。

2　この届出書は、短期売買商品等を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第１項の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限とし、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法第81条の20第１項の規定による仮決算をした場合の連結中間申告書を提出するときはその連結中間申告書の提出期限とします。）までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品等の種類又は銘柄（暗号資産にあっては、法人税法施行令第118条の６第２項第１号又は第２号に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類）の異なるごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。

なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。

4　各欄は、次により記載します。

(1)　「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄（暗号資産にあっては、法人税法施行令第 118 条の６第２項第１号又は第２号に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類）について、その短期売買商品等の種類又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「暗号資産（〇〇コイン）」、「暗号資産（特定自己発行暗号資産である〇〇コイン）」等のように記載してください。

なお、事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。

(3)　「算出方法」欄は、選定する方法を〇で囲んでください。

(4)　「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等の取得年月日を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

〇　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。